

第1号議案

名古屋都市計画生産緑地地区の変更（清須市決定）について

平成28年2月18日提出

愛知県清須市都市計画審議会  
会長 河 邑 眞

## 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（清須市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 12.7ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、生産緑地法第 14 条の生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである。

## 1. 変更状況

### 生産緑地地区の団地数及び面積

	変更前	増減数	変更後
団地数	159 団地	-2 団地	157 団地
面積	13.0ha (130,014.3 m <sup>2</sup> )	-0.3ha (-2,757.3 m <sup>2</sup> )	12.7ha (127,257.0 m <sup>2</sup> )

説明番号	団地番号	増減	変更面積(m <sup>2</sup> )	理由
①	0 5 1 2 K	一部除外	-502.0	死亡による制限解除
②	1 1 0 1 K	除外	-1,045.0	故障による制限解除
③	1 1 0 3 K	除外	-752.3	死亡による制限解除
④	1 7 1 3 S	一部除外	-458.0	死亡による制限解除
合計		除外 (減)	-2,757.3	
		指定 (増)	0	
		計	-2,757.3	